

令和2年度 事業計画

第1 基本方針

石川県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）では、平成27年度から31年度（令和元年度）までの5年間を計画期間とした事業推進計画において、会員数及び受注金額等の数値目標を掲げて、連合会及び県内シルバー人材センター（以下「センター」という。）が一体となって、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の拡大に向けて、積極的な事業運営、さらには地域社会の振興・発展に取り組んできた。

近年、国においては、シルバー事業について、平成30年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、「退職後に、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者等に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を推進する。さらに、地方公共団体が中心となって、シルバー人材センターなど地域の様々な機関と連携して高齢者の就業機会を創る取組を推進する。」とし、また、同年11月の未来投資会議においても、センターの機能強化を謳うなどし、厚生労働省は、予算削減の中にあつて、シルバー事業関連予算を確保している。

本県のシルバー事業は、各センターの尽力により受注件数及び契約金額は順調に伸びてきたが、ここ数年、横ばいから減少傾向にある。会員数も減少しており、また、会員の就業について、一部の分野では、就業できる会員の不足のため、発注者の要望に答えられない場合もあり、会員の確保・拡大と、適切なマッチングが求められている。

また、シルバー事業の要である安全就業については、会員の受傷事故は前年度と比べ大きく減少しているが、損害賠償事故は増加している。引き続き、会員の事故の未然防止に向け、連合会及び各センターが一丸となって安全就業の徹底を図る必要がある。

本県の経済について、北陸財務局では、本年に入り、拡大に向けた動きに一服感が見られるとしており、また、有効求人倍率は高い水準にあるものの、本年2月は低下している。そして、2月頃からの新型コロナウイルス感染症の影響が地域経済に及んでおり、シルバー事業においても、受注の中止や受注量の減少が生じ、今後の影響が危惧される場所である。

こうした厳しい環境の中、連合会は、本県のシルバー事業の発展のために、会員の確保・拡大、安全就業の確保及び徹底、就業機会の拡大を重点事業とし、シルバー人材センターに対する支援事業を積極的に実施するとともに、労働者派遣事業、有料職業紹介事業、そして、国の委託事業等を適切に実施する。

令和2年度から6年度までを計画期間とする新たな事業推進計画のもと、各センター、全国シルバー人材センター事業協会、行政・経済など関係機関と強く連携して、シルバー事業の推進に取り組むこととする。

第2 重点事業

連合会の令和2年度の事業の推進に当たっては、本県のシルバー事業を取り巻く状況を把握するとともに、新たに策定した事業推進計画のもと、各センター並びに労働局、ハローワーク、市町及び経済団体等関係機関と連携し、次の事項を重点として各事業の着実な実施に努め、積極的かつ効果的な取組を展開する。

□ 安全就業の確保及び徹底

シルバー事業運営の根幹である安全就業の確保について、会員の受傷事故及び損害賠償事故の未然防止のため、徹底した会員意識の啓発とセンターの安全研修支援に努める。

このため、請負・委任により就業する会員の安全の確保及び事故の防止並びに健康の保持増進について協議するため昨年度新たに設置した安全対策協議会と、主として派遣労働会員及び連合会職員を対象として平成29年度に設置した衛生委員会が連携して取組を進める。

また、シルバー派遣業務において自動車運転に従事する会員に対する安全運転技能講習や健康チェック等を引き続き実施し、一層の交通安全意識の向上及び事故防止に努める。

□ 会員の確保・拡大

高齢社会の中で、地域を支えるセンターに対する期待がさらに高まる中、地域社会や産業界のニーズに応えられる存在であるためには、会員の確保・拡大が必要である。会員が確保できないと、地域の期待に応えられず、地域にシルバー事業が必要とされなくなるおそれがある。減少傾向にある会員の確保・拡大は喫緊の課題であり、このため、入会の促進に向けた積極的な周知・広報活動及び強力で多彩な入会勧奨活動を実施する。

□ 就業機会の拡大

多様化する高年齢者の就業ニーズに対応するために、また、地域の個人・事業者が求める業務受注に的確に応えるために、より一層の就業機会の拡大と発掘に取り組むとともに、きめ細やかで効率的な就業のマッチングに努める。

第3 事業実施計画

〈シルバー人材センター事業の運営に関する支援等〉

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する。

1 普及啓発事業

センター事業について、広く県民各層の理解と認識を得て、事業の活性化に資するため、あらゆる機会をとらえて周知・広報を行うなど普及啓発に努め、会員の拡大、就業機会の拡大等につなげる。

- (1) 普及啓発イベント「シニアフェスタ」の開催
- (2) (拡) テレビコマーシャル(地上波、ケーブル)の放送
- (3) 周知・広報のためのポスター、リーフレット等の作成・配布
- (4) (拡) 周知・広報チラシの新聞折込による広報(県下全域)
- (5) 新聞紙上、地域誌、経済団体広報誌等による広域的な広報
- (6) 行政及び経済団体等の広報誌等の活用、報道機関への積極的な情報提供
- (7) (新) 路線バス車体側面への周知・広報看板の掲出
- (8) (新) センター及び連合会の使用車両の側面に周知・広報用マグネットシートを貼付け
- (9) (新) 県内郵便局内での局員による周知・広報チラシの配布
- (10) (新) シルバー事業広報用DVDの作成・配布
- (11) (新) 女性を対象としたセミナーの開催
- (12) (新) 県内各地域における各種セミナーの開催
- (13) (新) 企業等の退職予定者を対象とした説明の実施
- (14) ハローワークにおけるセンターの出張相談、企業説明会への参加等の取組を支援
- (15) 普及啓発促進月間(10月)及び「シルバーの日(10月第3土曜日:本年10月17日)」を中心とした連合会・各センターによる各種啓発活動の展開並びに報道機関への情報提供
- (16) ボランティア活動などの社会参加や会員相互の親睦活動状況等の広報
- (17) センターの普及啓発活動を支援するための用品等の作成・配布
- (18) 機関誌「シルバー連合会いしかわ」の発行(年2回)
- (19) ホームページを活用した周知・広報
- (20) 連合会主催グラウンド・ゴルフ大会の開催
- (21) 国、県及び同関係団体等に対する支援等の要請活動
- (22) センター未設置地域への設置の要請活動

2 安全・適正就業対策推進事業

県内全域で安全・適正就業対策を効果的かつ着実に実施するため、安全・適正就業推進専門委員会で策定する「安全・適正就業推進計画」に基づき、安全就業及び事故防止対策並びに適正就業対策を進める。

また、受注の拡大及びこれに伴う就業形態の多様化が進む中で、労働関係法令及び平成28年9月に厚生労働省から発せられた「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に則った就業の一層の適正化を進める。

〈安全・適正就業共通〉

- (1) 安全・適正就業推進専門委員会の開催
- (2) 安全・適正就業強化月間の設定(7月)、安全・適正就業推進大会の開催

〈安全就業対策〉

- (3) 安全パトロールの実施
- (4) 事故状況の把握・分析、事故防止意識の徹底、「安全ニュース」等の情報提供
- (5) 産業医及び衛生管理者による派遣先及び職場巡視の実施、健康教育研修の実施、健康相談、健康情報の提供の実施
- (6) 衛生委員会の開催（主として派遣労働会員及び連合会職員の安全の確保及び事故の防止並びに健康の保持増進について協議・推進）
- (7) 安全対策協議会の開催（請負・委任により就業する会員の安全の確保及び事故の防止並びに健康の保持増進について協議・推進）
- (8) 各センターが行う安全研修への講師派遣
- (9) センター（シルバー派遣実施事業所）の衛生体制整備の支援、衛生管理者免許資格取得等の勧奨
- (10) 自動車運転業務従事会員について、平成30年3月に連合会が策定した「派遣業務における自動車の安全運転に関する方針」に基づき、安全運転技能講習や健康チェック等を実施し、一層の交通安全意識の向上及び事故防止の運動を推進
- (11) 安全就業等の啓発資材の作成・配布

〈適正就業対策〉

- (12) 労働関係法規及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保
- (13) 請負・委任受注リストの点検による適正就業の確認
- (14) シルバー事業の就業の基本である「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」の適正実施の確保
- (15) 石川労働局の指導による適正就業に係る研修の実施、適正就業の推進

3 就業開拓等事業

多様化する地域のニーズや会員の就業希望に対応するため、新たな就業分野の開拓、拡大、情報の収集等を行う。

- (1) 就業開拓推進専門委員会の開催
- (2) 労働関係法規及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保（再掲）
- (3) ハローワーク、市町、地域業界団体等との連携強化による就業機会拡大に係る支援
- (4) 福祉・家事・子育て支援サービス等の事業の実施に係る支援
- (5) 会員の就業希望が多い分野の就業開拓及び発注者や地域のニーズに応じた就業形態の開発支援
- (6) 空き家管理など地域課題に着目した独自事業の取組に係る支援

- (7) 企業情報の収集・提供、広域的な就業開拓と需給調整等
- (8) 会員の知識や経験を活かした特産品、工芸品等の生産・販売などの独自事業の開発及び取組に係る支援
- (9) 就業開拓用リーフレット等の作成・配布
- (10) 全シ協、北信越シルバー人材センター連絡協議会（以下「北シ協」という。）主催の各種事業への参加、情報収集・提供

4 交流研修事業

センターの役職員のシルバー事業全般にわたる関係知識の習得と理解により、事業の活性化と適正な運営を確保するため、連合会及び各センターの役職員及び実務担当者を対象とした各種研修会等を実施する。

- (1) 研修会等の実施（センター理事長会議、新任事務局長研修、テーマ別研修、業務・経理担当者研修等）
- (2) 全シ協が実施する「新任理事長研修」「新任事務局長研修」の受講をセンターに勧奨
- (3) 全シ協、北シ協主催の各種事業への参加要請及び他県の優良センターとの交流の支援

5 センターの運営等に関する助言・指導事業

地域社会のニーズや制度改正等に的確に対応するため、専門的及び実践的な助言・指導、情報提供等を行うとともに、訪問や会議の開催等により、各センターの運営管理上の課題を把握するとともに、必要な助言、指導等を行う。

- (1) 高齢者の社会参加活動の領域の拡大・助言
- (2) 独自事業への取組による就業確保への支援
- (3) 法令遵守の業務運営及び事務処理及び会計経理・税務処理・労務管理等の助言
- (4) 石川県公益認定等審議会事務局（労働企画課）及び石川労働局が実施する検査・業務指導への対応
- (5) 全シ協の委任を受けて、センターを対象として定期指導を実施
- (6) 連合会による個別指導の実施及びセンターからの相談への対応

6 センターとの連携事業・支援事業

会員に対する就業に必要な知識・技能の付与、技術の向上等のため、技能講習など研修事業を実施するほか、センターと連携しての各種事業及びセンターへの支援事業を行う。

- (1) センターからの要請による各地域における技能講習（センター支援講習）の実施
- (2) (新) 県内各地域における各種セミナーの開催（再掲）
- (3) ハローワークにおけるセンターの出張相談、企業説明会への参加等の取組を支援（再掲）
- (4) 関係機関との連携・情報収集、担当者会議の開催による情報提供

- (5) センター業務の軽量化に向けた事務の集中化等についての調査・研究

7 調査研究事業

センター事業の現状、課題等を把握し、事業の充実と推進を図るため、情報の収集、提供等を行う。

- (1) 各種統計の集計・分析
- (2) 企業等情報・資料の収集及び提供
- (3) 事業実施状況の把握・分析及び事業概要等の統計調査
- (4) 「シルバー人材センター連合会事業概要」の作成・配布
- (5) その他シルバー事業の運営に必要な調査

〈高齢者のための就業機会の確保及び提供等〉

8 労働者派遣事業

労働者派遣事業の実施事業所（各センター）を通じて、会員に対して労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る総括管理（事業の適正実施に係る統括、労働契約及び労働者派遣契約の管理、会計の管理、行政への届出等）などを行う。

- (1) 派遣事業の総括管理（届出取りまとめ、契約管理、会計管理、事業実績管理、規程・実施要綱・様式の制定、関係法規の周知徹底、実施事業所（センター）訪問指導等）
- (2) 労働関係法令及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保（再掲）
- (3) 高齢法第39条による業務拡大関係事務の実施
- (4) 派遣会員の健康・安全対策の推進
- (5) 衛生委員会の開催（再掲）
- (6) 派遣先で人員送迎業務を担当する派遣会員に、交通事故防止対策等の安全運転技能講習（運転技能診断）の実施や健康チェック等の実施（再掲）
- (7) 企業等のニーズを把握した周知、訪問等による就業先の開拓
- (8) 実施事業所責任者等会議の開催、石川労働局・全シ協等との連絡調整による情報の共有
- (9) 派遣元責任者講習の受講を勧奨

9 有料職業紹介事業

会員の就業実態に合わせた、請負・派遣以外の就業形態としての有料職業紹介を活用するとともに、実施事業所責任者等会議の開催、職業紹介責任者及び紹介従事者に対して職業紹介責任者講習の受講を勧奨し、事業の的確な実施に努める。

〈国の委託事業〉

10 高齢者活躍人材確保育成事業

石川労働局からの委託契約に基づき、高齢者や企業・官公庁退職予定者及び企業・官公庁に対して、シルバー人材センターを積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者、企業双方のセンターに対する理解を深めること、高齢者がシルバー事業に興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行うことにより、センターの新規会員、新たにセンターを活用する企業を増加させることを目的に事業を実施する。

(委託内容及び本連合会の取組)

(1) シルバー人材センターに関する周知・広報の実施

- ・普及啓発イベント「シニアフェスタ」の開催（再掲）
- ・（拡）テレビコマーシャル(地上波、ケーブル)の放送（再掲）
- ・周知・広報のためのポスター、リーフレット等の作成・配布（再掲）
- ・（拡）周知・広報チラシの新聞折込による広報（県下全域）（再掲）
- ・新聞紙上、地域誌、経済団体広報誌等による広域的な広報（再掲）
- ・行政及び経済団体等の広報誌等の活用（再掲）
- ・（新）路線バス車体側面への周知・広報看板の掲出（再掲）
- ・（新）センター及び連合会の使用車両の側面に周知・広報用マグネットシートを貼付け（再掲）
- ・（新）県内郵便局内での局員による周知・広報チラシの配布（再掲）
- ・（新）シルバー事業広報用DVDの作成・配布（再掲）
- ・（新）女性を対象としたセミナーの開催（再掲）
- ・（新）県内各地域における各種セミナーの開催（再掲）
- ・（新）企業等の退職予定者を対象とした説明の実施（再掲）
- ・ハローワークにおけるセンターの出張相談、企業説明会への参加等の取組を支援(再掲)

(2) シルバー人材センターを通じた就業体験の実施

(3) シルバー人材センターでの就業に必要な技能講習の実施

(4) (新) 地域におけるシルバー人材センターの更なる活用促進を目指すための連絡会議の開催

(5) (新) 委託事業に係る石川労働局担当課職員との定例会議の開催

〈法人事業〉

1 総会及び会議の開催

総会及び理事会等定款に定める会議のほか、連合会の事業を円滑に推進するために必要な各種会議を開催する。

- (1) 定時総会（1回）
- (2) 理事会（役員会）（3回以上開催）
- (3) 理事長会議（1回）事務局長会議（3回）
- (4) その他

2 事業運営に係る進捗管理

令和2年3月に策定した事業推進計画に基づき事業の推進を図る中で必要な点検を実施し、令和2年度事業の実施状況を評価し、事業運営の管理を行う。

3 公益法人制度への対応

公益社団法人として円滑な事務ができるよう、石川県公益認定等審議会事務局との連絡調整を図るとともに、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士等の外部専門家等の指導・助言を得ながら、センターにおける事務事業の支援を行う。